A　①株式会社ムロタニ相互　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－266号　④株式会社ムロタニ相互　小野市久保木町582番地　代表取締役　室谷正明　⑤本社営業所　小野市久保木町582番地　⑥昭和61年６月３日　⑦平成10年６月３日　⑧50万円　⑨250万円

A　①琴参タクシー株式会社　②第２種旅行業　③香川県知事登録旅行業第２－63号　④琴参タクシー株式会社　丸亀市土器町東六丁目21番地　破産管財人　矢野哲男　⑤本社営業所　丸亀市土器町東六丁目21番地　⑥昭和42年９月１日　⑦平成21年６月30日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①大栄観光株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－243号　④大栄観光株式会社　河内長野市栄町１番４号　代表取締役　笹井一生　⑤本社営業所　河内長野市栄町１番４号　⑥昭和37年９月13日　⑦平成21年11月９日　⑧60万円　⑨300万円

A　①京都旅行倶楽部　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－426号　④内山映二　宇治市神明宮北３番地の９　⑤本社営業所　宇治市宇治弐番84－１　⑥平成８年11月14日　⑦平成21年４月30日　⑧220万円　⑨9,938,100円

A　①株式会社ビックアシスト　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－403号　④株式会社ビックアシスト　札幌市中央区大通西四丁目１番地　代表取締役　渡邊美恵子　⑤本社営業所　札幌市中央区大通西四丁目１番地　⑥平成12年４月11日　⑦平成21年５月22日　⑧220万円　⑨9,779,520円

A　①有限会社八雲観光　②第２種旅行業　③大分県知事登録旅行業第２－156号　④有限会社八雲観光　玖珠郡九重町大字右田3057番地　代表取締役　木村美喜夫　⑤本社営業所　玖珠郡九重町大字右田3057番地　⑥平成16年９月14日　⑦平成21年９月13日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①安佐観光　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－118号　④澤田巖　広島市安佐北区可部南四丁目19番７号　⑤本社営業所　広島市安佐北区可部南四丁目19番７号　⑥昭和53年10月５日　⑦平成21年10月28日　⑧60万円　⑨300万円

B　①第一観光トラベル株式会社　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２－301号　④第一観光トラベル株式会社　仙台市青葉区中央三丁目４番10号　代表取締役　小井戸三紀夫　⑤本社営業所　仙台市青葉区中央三丁目４番10号　⑥平成16年11月８日　⑦平成21年９月４日　宮城県知事登録旅行業第３－301号　⑧130万円　⑨1100万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社アイ・エム・ワイ　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1689号　④株式会社アイ・エム・ワイ　愛知県名古屋市東区葵三丁目７番14号　代表取締役　塩田誠　⑤本社営業所　愛知県名古屋市東区葵三丁目７番14号　⑥平成15年10月30日　⑦平成21年11月６日　⑧1400万円　⑨7000万円

A　①新潟県総合生活協同組合　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1471号　④新潟県総合生活協同組合　新潟市中央区新光町６番地６　代表理事　田才栄敏　⑤KuruCo商品部トラベルセンター　新潟市中央区花園２丁目１番６号　⑥昭和43年10月16日　⑦平成21年10月29日　⑧1400万円　⑨7000万円

B　①有限会社ミツシヨンズ旅行センター　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第432号　④有限会社ミツシヨンズ旅行センター　東京都千代田区神田駿河台二丁目１番地　代表取締役　深谷和之　⑤本社営業所　東京都千代田区神田駿河台二丁目１番地　⑥昭和52年７月18日　⑦平成21年11月５日　東京都知事登録旅行業第３－6245号　⑧1220万円　⑨7000万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

有料職業紹介事業保証金の取戻しについて

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ネッツイーシステムズ　株式会社ネッツイーシステムズ　東京都港区赤坂六丁目一八番一一号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年十二月一日

東京都港区赤坂六丁目一八番一一号
株式会社ネッツイーシステムズ
代表取締役　石井　照夫

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ９号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の23第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成21年12月１日　　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成21年９月18日）

H.R.D. SINGAPORE PTE LTD

株式会社日本産業

製000707Aaca0010101、製000707Aaca0010102
製000707Aaca0010103、製000707Aaca0010104
製000707Aaca0010105、製000707Aaca0010106
製000707Aaca0010107、製000707Aaca0010108
製000707Aaca0010209、製000707Aaca0010210
製000707Aaca0010211、製000707Aaca0010212
製000707Aaca0010213、製000707Aaca0010214
製000707Aaca0010215、製000707Aaca0010216
製000707Aaca0010217、製000707Aaca0010218
製000707Aaca0010219、製000707Aaca0010220
製000707Aaca0010221、製000707Aaca0010222
製000707Aaca0010223、製000707Aaca0010224